



平成22年 3月25日

鹿追町議会議長 堀 川 昌 廣 様

議会改革・活性化等調査特別委員会

委員長 埴 淵 賢 治



議会改革・活性化等調査特別委員会報告書

本委員会は、下記のとおり調査を終了したので報告いたします。

記

1. 調査期間：平成21年 6月19日～平成22年 3月25日
2. 調査：当議会の委員会構成、議員の定数、報酬、資質等を含む議会改革、活性化を目指した調査
3. 調査報告書：別紙のとおり
4. 委員：議長を除く議員12名

委員長 埴 淵 賢 治	副委員長 狩 野 正 雄
委員 葛 原 昇	委員 吉 田 稔
委員 安 藤 幹 夫	委員 川 染 洋
委員 飯 沼 新 吾	委員 上 嶋 和 志
委員 加 納 茂	委員 台 蔵 征 一
委員 山 岸 宏	委員 山 田 秀太郎

「議会改革・活性化等調査特別委員会」調査研究報告書

1. 調査・研究経過

平成21年4月30日開催の全員協議会「第2回議員勉強会」において、議会改革活性化を検討する特別委員会の設置を議会運営委員会で検討すべしと委任され、平成21年6月5日開催の「議会運営委員会」において審議の結果、「議会改革・活性化等特別委員会」として設置すべく6月10日開催の「全員協議会」に諮るとした。

平成21年6月10日開催した「全員協議会」において、「議会改革・活性化等調査特別委員会」の設置が全会一致で決定された。

平成21年6月19日開催の第2回鹿追町定例議会において、議会の委員会構成、議員の定数、報酬、資質等を含む議会改革、活性化をめざした調査を目的とした「鹿追町議会改革活性化等調査特別委員会」（議長を除く12名で構成）を設置した。

以後、主に協議による会議を重ね、協議事項についての勉強会を別に全員協議会にて同時並行で行い、更には、改革活性化方策の実効においては「議会基本条例」の制定が必要との認識となり、議会の規定を担当する議会運営委員会にその任を担ってもらうことで、三位一体の取り組みをもって進めることになった。

結果として、この三位一体による取り組みが功を奏したこととなり、調査、研究、方向性、自主性・責任度の認識と認知について関連性を持って広い議論ができ、必要な方策の構築と確立が成されていった。

その経過については、三位（「議会改革活性化等調査特別委員会」「議員勉強会」「議会運営委員会」）にわたる足跡となるため、その経緯の記録は別紙（P7～P15）とする。

議会の改革、活性化を推進していくためには、当然に町理事者の理解が必要となってくるため、議会運営委員会が担当となり理事者協議を行い、その過程で町理事者よりの理解をいただけたことが大きな勇気となり、このことが町民との意見交換会へと繋がっていった。

町民との意見交換会では、議会改革活性化等調査特別委員会と議会運営委員会とでそれぞれの対象者を抽出して実施をし、多くの意見を聞くことができたことも高く評価できる結果となった。

2. 具体的な調査・研究事項

この特別委員会の調査、研究を行なうため、必要となる「協議すべきポイント（視点）」、具体的な「協議事項」、そして「協議方法」を次のとおり定めた。

(1) 協議の視点 ※①・・の数字は、協議事項の番号。

【議会の位置付け、構成と機能、活発化のために】①②③④⑤⑩⑪⑭

【議員の位置付けと資質、能力の向上のために】①⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪

【住民理解を図るために】①④⑤⑥⑨⑫⑬⑭⑮

(2) 協議事項

①議会活動（議会の使命、議員の職責、鹿追町議会活動状況）について

②常任委員会構成について

③全員協議会のあり方について

④本会議（定例会、臨時会）のあり方について

⑤議員定数について

⑥議員報酬について

⑦議員資質と能力の向上について

⑧各種団体の役員就任の適否について ※議員意識の確立、認識付け。

⑨政務調査費について

⑩反問（権）について

⑪一般質問答弁書の配付について

⑫議会情報の提供

ア．議会広報

イ．傍聴機会の提供

ウ．インターネットによる議会中継配信と録画貸し出し

⑬住民との対話の場（議会説明、報告、討議）について

⑭まちづくり基本条例における議会の役目、役割の条文化について

独自の議決事項等規定等の有無など。※議運で原々案を検討する。

⑮上記事項等の議会改革・活性化の考えについて意見交換の実施について
参考人招致、公聴会等の開催。

(3) 協議方法

①月2回のペースで調査・審議を行なう。

※全協勉強会、常任委、議運等との連携（協議、検討）。

②協議事項、調査事項については1件ずつ完結していく。

ただし、関連事項も出てくるので、調整を図りながら協議していく。

- ③協議事項は、必要に応じて“新たな項目”でも協議していく。
- ④協議事項は全て完結してから“総括（議会改革・活性化の考え）”する。
- ⑤“総括”の後、住民との意見交換会をし、議会改革の考えを説明、協議、意見を徴する。
- ⑥意見交換会での意見等の反映について協議し、“委員会報告書”作りに向かう。
- ⑦平成22年3月議会定例会最終日に「議会改革・活性化等調査特別委員会報告書」を提出し、任務終了とする。

3. 調査・研究した結果の方策（方向性）

議会・議員活動が町民に浸透していない。町民からは議会が見えない、何をしているのか分からないという意見があることに、議会としても問題意識を持ち、その改善を図ることが喫緊の課題であると判断した。

まず、開かれた議会、分かりやすい議会づくり、住民（町民）参加型の議会を目指すために必要なことを検討した。これは、議会の全面的な公開、開示であり、そして、傍聴の機会を提供し、意見も聞くことができること。更には、町民に来て下さいとするだけでなく、議会からも町民の方に出向き、議会報告や意見交換をすることとした（記録誌に「議会改革活性化で目指す議会」を掲載）。

次に、町民との懇談、意見・情報交換等を行なっていくために、現行の議会広報特別委員会を対町民活動の直接組織に再編した「議会広報広聴常任委員会」として常任委員会に格付けをし活動する。この具体的な組織活動は、その作成した組織図で町民にも説明を行い理解がされ期待されていると受け止めた。今後は、「まちなか会議」と総称して“議会報告”、“懇談会”、“意見交換会”、“お呼ばれ懇談会”、時には“出前委員会”として町民とのキャッチボールを図る。

また、議場の審議活性化、議決に至る議論過程を明らかにしていくために、町民生活に係る町の政策や議員からの提案について、大いに建設的な議論、討論をするための仕組みを「議会基本条例」に規定した。これは、他のところでは「反問権」と位置づけて、議員からの質問で分からない点を聞くのに議長の許しを得て行なうものであるが、鹿追町議会では、この分からないところを問い質すことは議長の許しがなくても、当然に行なうことができるとし、更には、町長や議員が反対意見を言うことができる「反論権」も決めました。この反論は、議長や委員長長の許可を得て行なうことができ、討論を深めることでより内容のある政策化をめざすものである。

政務調査費については、会派又は議員への交付が法的に認められているが、第

二の議員報酬でないのかと指摘がされ批判的になっている。都市部では議員報酬と同額くらいが交付されていることと、その使い道と報告書への領収書の添付の有無が問題視されている。鹿追町議会としては、議会活動、議員活動のための調査研究費としては、交付されるべき必要な経費であると判断しているが、それには町民の理解があつてのことであると認識し、町理事者、町民とも協議、意見交換を行った。その結果、それぞれにご理解をいただけたものと判断をした。次期の改選議員から交付のための条例提案を行い整備する。そして、このことは議員個々が重い責任を有することになることを認識しなければならない。

議員定数と議員報酬、そして政務調査費の使途についてはどうあるべきなのか、また、議会活動が本当に町民にとって分かりやすいものになっているのか等、議会だけの判断ではなく、町民の意見も斟酌しなければならないと考えた。そのために、町民からなる議会独自の「第三者審議会」を設置して、町民の意見を踏まえた活発な議会活動へ活用していくことになる。

議会改革活性化の全体を通して、その具体策は「目指す議会」と「議会基本条例」を基本に、関連する新たな条例の制定や規則等の改正を行い、詳細な取り扱い等については議会運営基準に定めるための整備も必要となってくる。

この関係する条例等の整備については、予算措置を必要とするものもあるので、更に町理事者と協議の上、整備を行なっていくことになる。

なお、この報告書では、その詳細についてはまでは記述できないので、具体的に定めた関係規定等や資料として添付し一連の報告書とする。

その関係規定、資料等は次のとおりである。

(1) 関係規定等

- ①議会基本条例（新設）
- ②議会会議規則の一部改正
- ③議会委員会条例の一部改正
- ④議会政務調査費の交付に関する条例、施行規則、細則（新設）
- ⑤議会議員定数・報酬及びあり方等審議会条例（新設）
- ⑥議会の運営に関する基準の一部改正
- ⑦議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
- ⑧議会傍聴規則の全部改正
- ⑨「まちなか会議」等開催要領（新設）

(2) 関係資料等

- ①議会改革活性化で「めざす議会」
- ②議会広報広聴常任委員会組織図
- ③議会「まちなか会議」フロー図

なお、「議会基本条例」の施行日については、予算の関係する方策、次期改選時からの実施の分等があるので、種々の手続きを踏まえ平成23年5月1日としているが、それ以外で現行において実施できるものについては平成22年度より取り組みをしていく。

また、議会、議会改革活性化等調査特別委員会としては、今回の改革活性化方策に至る経緯の記録を「議会の記録誌」として保存していくことが必要と判断をし、次の記録を上記の関係規定、資料等と一式にして「鹿追町議会改革活性化方策記録誌」として保存する。

- (1) 鹿追町議会改革活性化等調査特別委員会報告書
- (2) 議会改革活性化委員会主催「町民意見交換会」会議録（2回分）
- (3) 議会運営委員会主催「町理事者協議」記録（3回分）
- (4) 議会運営委員会主催「町民意見交換会」会議録（3回分）

この改革活性化方策の実行（効）については、議員は義務と課して行動していくことを申し合わせており、その上で、議員個々の議員力が総体の議会力になって町民からの理解と支持を得ていくことで議会が評価され、そのために議員個々の責務と努力が必要不可欠となる。

【別紙】 議会改革活性化に係る方策等調査・研究記録

(1)「議会改革活性化等調査特別委員会」調査・研究の経緯

☆平成21年6月19日「第1回特別委員会」

- ・正副委員長の選出 委員長＝埴淵賢治 副委員長＝狩野正雄
- ・調査事項の大枠を確認。
- ・調査期間は、調査終了までとしながらも、その終了を平成22年3月31日を目途とした。

☆平成21年6月29日「第2回特別委員会」

- ・調査、協議事項は、大枠で「議会の位置付け、構成、機能、活発化」、「議員の位置付け、資質、能力」、「住民に開かれた議会づくり」とし、細項目では15項目とした。
- ・月2回のペースで委員会を開催するなど、協議方法とスケジュールを確認。

☆平成21年7月3日「正副委員長及び座長会議」

- ・協議事項の精査と順序、そして審議を円滑に進めるために、前段で「勉強会」を別立てで行っていくこととした。併せて、近隣町村議会の情報も収集することとした。

☆平成21年7月16日「第3回特別委員会」

- ・協議事項を①議会活動について、②本会議（定例会、臨時会）のあり方について、③全員協議会のあり方について、④常任委員会構成についてとしたが、③と④は協議できず。

☆平成21年7月27日「第4回特別委員会」

- ・協議事項を①常任委員会の構成について、②全員協議会のあり方について、③本会議（定例会、臨時会）のあり方について、とし協議した。

☆平成21年8月10日「第5回特別委員会」

- ・協議事項を①「議員の資質と能力向上について（NO1）」とし協議。

☆平成21年8月25日「第6回特別委員会」

- ・協議事項を①「住民及び議員間のコミュニケーションを図るシステム作りについて」とし協議。

☆平成21年9月2日「第7回特別委員会」

- ・コミュニケーションのシステム化（案）を提示し協議。
- ・今までの協議の進捗状況と検証を行い、次の進め方を確認。
資料として①「当特別委員会協議事項・スケジュール等」

②第6回までの会議記録（主内容）

☆平成21年9月25日「第8回特別委員会」

- ・協議事項を①「政務調査費について」、②「反問権について」、③「自由討議について」としたが、このことについては、前日の勉強会で学習した内容を委員長より報告し、議会基本条例（案）に網羅してあるとした。
- ・議会運営委員会に検討を依頼している「目指す議会の姿」を説明、協議した。
「議会基本条例（案）」については、内容説明とし、次回に意見を聴取するとした。
- ・上記の内容については、議会運営委員会にて町民から意見を聴く計画であることを説明。

☆平成21年10月7日「第9回特別委員会」

- ・協議事項を①「議会改革で目指す議会の姿・構図について」、②「鹿追町議会基本条例（案）について」、③鹿追町まちづくり基本条例中の「議会関係規定条文（案）について」とし協議。
- ・議会運営委員会で開催する「議会改革活性化対策町民意見交換会」の日程等について連絡。

☆平成21年11月4日「第10回特別委員会」

- ・協議事項①一般質問等弁償の配付について②議員定数と報酬について
- ・調査・審議工程表の前倒し進行を協議。

☆平成21年11月27日「第11回特別委員会」

- ・協議事項①討議と討論について②議員定数について③議員報酬について
④政務調査費について⑤常任委員会所管事項の再編について
- ・調査・審議工程表の確認

☆平成21年12月18日「第12回特別委員会」

- ・1月18日開催の「町民意見交換会」について
①テーマ ②テーマの説明分担 ③出席呼びかけ対象者と送付資料
④町内周知 ⑤会場設営

☆平成22年1月18日「町民意見交換会（第1回目）」14:00～16:40.

場所：経済観光交流館

出席者：町民＝26名

議会＝議員13名、事務局3名

テーマ：1. 住民参加型の議会改革を目指すために

- ①開かれた議会について
- ②親しまれる議会について
- ③分かりやすい議会について

2. 議員の資質向上を目指すために

- ①政策立案能力向上について
- ②政務調査費について
- ③第三者機関の設置について
- ④議員倫理について

3. 全体の意見交換

☆平成22年2月10日「第13回特別委員会」

- ・協議事項＝1. 第1回町民意見交換会の検証
- 2. 第2回町民意見交換会の開催について
 - ①テーマ ②テーマの説明分担 ③出席呼びかけ対象者と送付資料 ④町内周知 ⑤会場設営

☆平成22年2月26日「第14回特別委員会」

- ・協議事項＝1. 第2回町民意見交換会の開催に向けた最終打ち合わせ
 - ①出席者状況 ②テーマの説明進行と確認 ③配付資料
 - ④会場設営

☆平成22年3月5日「町民意見交換会（第2回目）」14：00～16：40.

場所：経済観光交流館

出席者：町民＝19名

議会＝議員13名、事務局3名

- テーマ：1. 議会基本条例について
- 2. 政務調査費の交付について
 - 3. 第三者審議会について
 - 4. 全体の意見交換

☆平成22年3月12日「第15回特別委員会」

- ・協議事項＝1. 第2回町民意見交換会の検証
- 2. 委員会報告書（第1稿）について

☆平成22年3月18日「第16回特別委員会」

- ・協議事項＝1. 委員会報告書（最終稿）について

☆平成22年3月25日

第1回議会定例会にて、鹿追町議会改革活性化等調査特別委員会の調査、研究報告を持って任務終了。

(2) 全員協議会「議員勉強会」経過記録

☆平成21年3月31日「第1回勉強会」

【テーマ】①議会本会議等における行政への「資料提供依頼」について

②「質疑」での問題点と認識について

- ・議決事項への再審議（査）に触れる場合
- ・審議事項での質疑の整理

③「総括質疑」について

- ・個々の議件との整合性と整理（ルール）

④議案提案について

- ・議員提案
- ・委員会提案

☆平成21年4月30日「第2回勉強会」

【テーマ】①議会改革、議会活性化について

②まちづくり（議会）基本条例について

◎この時に、「（議員）定数、報酬、委員会構成、議員資質を含んだ議会改革、活性化をめざした特別委員会の設置を議会運営委員会で検討することを全会一致となった。

また、基本条例についても議会運営委員会で“原原案”を作り、提示して協議していくこととなった。

☆平成21年5月27日「第3回勉強会」

【テーマ】①議会改革活性化における「議員の報酬」について

☆平成21年7月16日「第4回勉強会」

※これより、議会改革活性化特別委員会と連動して勉強会を開催する。

【テーマ】①議会改革活性化における「議会活動（議会の使命、議員の職責、鹿追町議会活動状況）」について

☆平成21年 8月10日「第5回勉強会」

【テーマ】①議会改革活性化における「議員の資質、能力向上」について

☆平成21年 9月24日「第6回勉強会」

【テーマ】①議会改革活性化における「政務調査費」「反問権」「自由討議」「委

員会のあり方」「一般会議」「定数、報酬の決定のプロセス」について
☆平成21年11月4日「第7回勉強会」

【テーマ】①議会改革活性化における「一般質問答弁書の配付」「議員定数と報酬」について

☆平成21年12月18日「第8回勉強会」

【テーマ】1. 住民参加型の議会改革を目指すために

①開かれた議会について

②親しまれる議会について

③分かりやすい議会について

2. 議員の資質向上を目指すために

①政策立案能力向上について

②政務調査費について

③議員倫理について

3. 定数、報酬について

☆平成22年2月10日「第9回勉強会」

【テーマ】1. 「会派」について

2. その他勉強項目について

(3) 議会改革活性化等対策「議会運営委員会」会議の経緯

☆平成21年8月10日

【検討事項】①まちづくり基本条例の議会関係規定について

☆平成21年9月3日

【検討事項】①議会改革活性化における議会運営委員会検討事項の確認と協議

☆平成21年9月18日

【検討事項】①議会改革活性化における「議会構図（フロー図）案」について

② 〃 「議会基本条例案」について

☆平成21年10月5日

【検討事項】①議会改革活性化における「議会構図（フロー図）案」について

・広報広聴常任委員会組織案 ・傍聴規則改正案

②議会改革活性化における「議会基本条例案」について

・基本条例案の中身 ・第三者設置機関の設置

・「一般会議」の名称検討 ・「(仮) 町民会議フロー図」

③議会改革活性化における「町民との説明・意見交換会」開催について

④まちづくり基本条例中の議会関係規定について

⑤議会改革活性化における「視察研修」について～道町村議会、白老町

☆平成21年10月7日 ※改革委員会終了後、出された意見を検討

【検討事項】①議会改革活性化における「議会構図（フロー図）案」について

・構図案 ・広報広聴常任委員会組織案 ・傍聴規則改正案

②議会活性化における「議会基本条例案」について

・基本条例案の中身 ・第三者設置機関の設置
・「一般会議」の名称検討 ・「(仮)町民会議フロー図」

③議会改革活性化における「町民との説明・意見交換会」開催について

④まちづくり基本条例中の議会関係規定について

☆平成21年10月13日

【検討事項】①議会改革活性化における「広報広聴常任委員会組織案」について

②議会改革活性化における「議会基本条例案」について

・基本条例案の中身 ・第三者設置機関の名称
・「一般会議」の名称 ・「(仮)町民会議フロー図」
・第8条政策事項調書（様式化）

③議会改革活性化における「委員会構成」について

・所管事項分担 ・名称 ・委員会条例の改正

④まちづくり基本条例中の議会関係規定について

⑤議会改革活性化における「町民との説明・意見交換会」開催日について

☆平成21年10月19日「町理事者との協議」

議会改革活性化の「議会構図案」と「議会基本条例案」における協議。

【協議事項】1. 議会基本条例の制定

- ・公聴会、参考人制度の活用～予算措置＝第4条
- ・傍聴機会の提供拡大と必要に応じて意見聴取＝第4条
傍聴規則の改正～パソコンの持込みの可否
- ・「反問」権と「反論」権＝第6条、第7条
- ・町提案の重要政策案の説明事項の説明と資料提供＝第8条

7 項目の様式化

- ・独自の議決権＝第9条
- ・政務調査費＝第11条～受給の場合の条例制定と予算措置
- ・定数と報酬の諮問機関として第三者機関の設置～規定と予算＝第18条、第19条

2. 議場の開放と活用

3. 「行政報告」のあり方→行政構想、課題等の説明とし、質疑応答を行なう。

4. 3 常任委員会制

- ・総務文教常任委員会への更正・産業厚生常任委員会への更正
- ・広報広聴常任委員会の増設

5. 一般質問答弁書の事前配付

6. 通年議会制について

☆平成21年10月21日

【協議】①10月19日に行った町理事者協議の結果について

☆平成21年10月27日

【協議】①理事者協議結果について ②町民意見交換会結果について
③議会改革活性化等調査特別委員会の開催について

☆平成21年11月19日

【協議】①議会改革に伴う関係規則等の改正について

☆平成21年11月26日

【協議】①議会改革に伴う協議の確認について②議会改革活性化方策スケジュール

☆平成21年12月1日

【協議】①第2回理事者協議開催の打ち合わせについて
②第2回町民意見交換会開催打ち合わせについて

☆平成21年12月2日

【協議】①第2回理事者協議事項について
②第2回町民意見交換会通知と送付資料について
③議員定数条例の改正について

☆平成21年12月3日

【協議】①第2回町民意見交換会事前協議
②議員定数条例の改正提案について

☆平成21年12月7日

【第2回理事者協議】

①議会基本条例の制定について ②議員定数について ③諮問機関設置について ④「反問」と「反論」について ⑤政務調査費について ⑥3
常任委員会制について ⑦一般質問の完全一問一答方式について ⑧行
政報告に対する質疑について ⑨通年議会制における「一事不再議」の対
応について ⑩議会改革活性化方策の規定について

☆平成21年12月9日

【協議】①議員定数条例改正提案について ②第2回理事者協議結果について
③第2回町民意見交換会協議項目について

☆平成21年12月11日

【協議】①第2回理事者協議結果の検証について
②第2回町民意見交換会協議項目の説明分担について

☆平成21年12月15日

【第2回議会改革活性化対策町民意見交換会】

①議会活動状況について ②議会委員会組織について ③（仮）まちなか
会議について ④第三者審議会の設置について ⑤議員定数と報酬につ
いて ⑥政務調査費の交付について ⑦「反問権」と「反論権」について
⑧傍聴機会提供と意見聴取について ⑨その他での意見交換

☆平成21年12月18日

【協議】①第2回議会改革活性化対策町民意見交換会の結果検証について
②次回の理事者協議と町民意見交換会の開催日程について

☆平成22年2月2日

【協議】①第3回理事者協議の日程、協議事項について
②第3回町民意見交換会の日程、協議事項について

☆平成22年2月15日

【協議】①第3回理事者協議事項について
②第3回町民意見交換会の通知と送付資料について

☆平成22年2月17日

【第3回理事者協議】

①3常任委員会制について ②政務調査費の交付について ③第三者審
議会の設置について

【協議】①第3回理事者協議の結果について

☆平成22年2月24日

【第3回議会改革活性化対策町民意見交換会】

①議会改革活性化で議会の目指す姿について ②まちなか会議について

③議会基本条例（逐条解説）と制定について ④その他での意見交換

☆平成22年3月3日

【協議】①議会基本条例の制定提案について

☆平成22年3月5日

【協議】①第3回町民意見交換会結果検証

②議会基本条例の逐条検証と提案について

☆平成22年3月8日

【協議】①議会基本条例の精査 ②改革活性化関係規定及び組織図の精査

☆平成22年3月12日

【協議】①まちなか会議の位置付けと会議方法等について

【全員協議会で説明】

①議会基本条例の逐条説明 ②議会基本条例の制定提案について

☆平成22年3月16日

【全員協議会で協議】

①議会基本条例について

☆平成22年3月25日

【第1回議会定例会に発議】

①議会基本条例の制定について

②発議方法は、議会運営委員会による発議。